

令和8年1月1日から

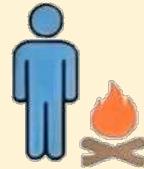
「林野火災に関する注意報」が 始まります！

令和8年
1月1日



火災予防の新しい制度

火災を未然に防ぐために、気象状況に基づき早い段階で北九州市全域に注意を呼びかける制度です。



林野火災の主な原因は「人」によるもの

たき火・火入れ、放火(疑いを含む)、たばこなどが大半を占めます。



乾燥・強風に注意

空気が乾燥し、強風が吹く冬から春の季節は、林野火災の発生が多くなります。

林野火災に関する注意報【新設】

火災予防上「注意」が必要な気象状況で発令。火の取り扱いに注意を促します。

火災に関する警報【従来から】

火災予防上「危険」な気象状況で発令。火の取り扱いに制限が課せられます。

種類	火の使用制限	罰則
林野火災に関する注意報	努力義務	なし
火災に関する警報	義務	あり(30万円以下の罰金または拘留)

発令されたら守るべき5つのこと(「火の使用制限」)



①山林・原野での
火入れをしない
農業目的などの
火入れも対象です。



②煙火を消費しない
(花火をしない)



③屋外で、火遊び・
たき火をしない



④燃えやすい物の
近くで喫煙しない



⑤残火・吸い殻を
完全に始末する

発令状況の確認方法

林野火災に関する注意報・火災に関する警報の発令状況は北九州市ホームページから確認できます。

屋外で火を使用する場合は事前に確認をお願いします。

Check!



お問合せ先	小倉南消防署:951-0119	八幡西消防署:622-0119
門司消防署:372-0119	若松消防署:752-0119	戸畠消防署:861-0119
小倉北消防署:582-0119	八幡東消防署:663-0119	消防局予防課:582-3836

たき火などを行う場合は消防署に届け出を!!

たき火、どんど焼き、農業などを営むための焼却を行う場合は、消防署長に対し、事前の届出が必要です。この届出は消防署が行為を把握し、周囲から火災と間違えられないようにするための届出です。ただし、通報を受けた場合は消防署が現場確認を行うことがあります。